②「京都大学馬術部活動支援基金」へのご寄附について

「京都大学馬術部活動支援基金」へのご寄附は、国立大学法人京都大学に対するご寄附となり、所得税法または法人税法による税制上の優遇措置を受けることができます。

1. ご寄附の手続き

- ① 同封の「寄附金申込書」(別紙1号様式)に、<u>日付、住所、氏名、寄附金額をご記入、押印の上</u>、返信用封筒にて支援基金管理委員会事務局へご返送ください。※「3. 担当教員等」、「4. その他」はご記入不要です。
- ② 大学当局より、申込書記載のご住所に<u>専用の「振込依頼書」が送られて参ります</u>ので、 これを用いて大学指定の口座に寄附金をお振込ください。

同封の振込用紙は銀蹄会口座への振込専用です。「京都大学馬術部活動支援基金」振込に 使用することは出来ませんので、ご注意ください。

- ※大学内部の事務手続きにより、「振込依頼書」到着まで2週間程度お時間を頂戴します。 「振込依頼書」には申込の寄附金額が印字されておりますので、金額を変更されないよ うお願い申し上げます。寄附金額を変更される場合には、事前に支援基金管理委員会事 務局にご連絡ください。
- ③ 入金確認後、大学当局より総長名の礼状および「寄附金領収証書」が送られて参ります。
- ※「領収証書」の日付は銀行がご入金を確認した日となります。税制上の優遇措置を受けるには、この「領収証書」が必要となりますので、大切に保管してください。
- 2. 税制上の優遇措置について
 - ① 優遇措置の内容
 - 個人からのご寄附
 - 1) 所得税の控除(所得税法第78条第2項第2号) 総所得額の40%までの寄附金額に対して、寄附金額から2千円を差し引いた金額が課 税所得から控除されます。
 - 2) 住民税の控除(京都府、京都市、大阪府、滋賀県にお住まいの方) 総所得額の30%までの寄附金額に対して、寄附金額から2千円を差し引いた金額に、 府県民税は4%、市民税は6%を乗じた額が控除されます。
 - 法人からのご寄附(法人税法第37条第3項第2号) 寄附金の全額を損金算入することができます。
 - ② 優遇措置を受けるための手続き 確定申告の期間に、大学発行の「寄附金領収証書」を添えて税務署に申告してください。